

# 第23期 第2回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和7年5月19日（月）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

## ～ 次 第 ～

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) アゲマキの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・P1～3
- (2) ウミタケの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・P4～6
- (3) 委員会指示の適用除外について（鹿島市）（協議）・・・P7～9
- (4) 令和7年度機船船びき網（あみ1そう船びき網）漁業  
の許可方針（案）について（諮問）・・・P10～15
- (5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の選任について（報告）・・・P16～20
- (6) その他

### 3 閉 会

# 令和6年度天然アゲマキ生息状況

令和7年5月19日  
有明水産振興センター

## ○調査概要

地点数：48地点

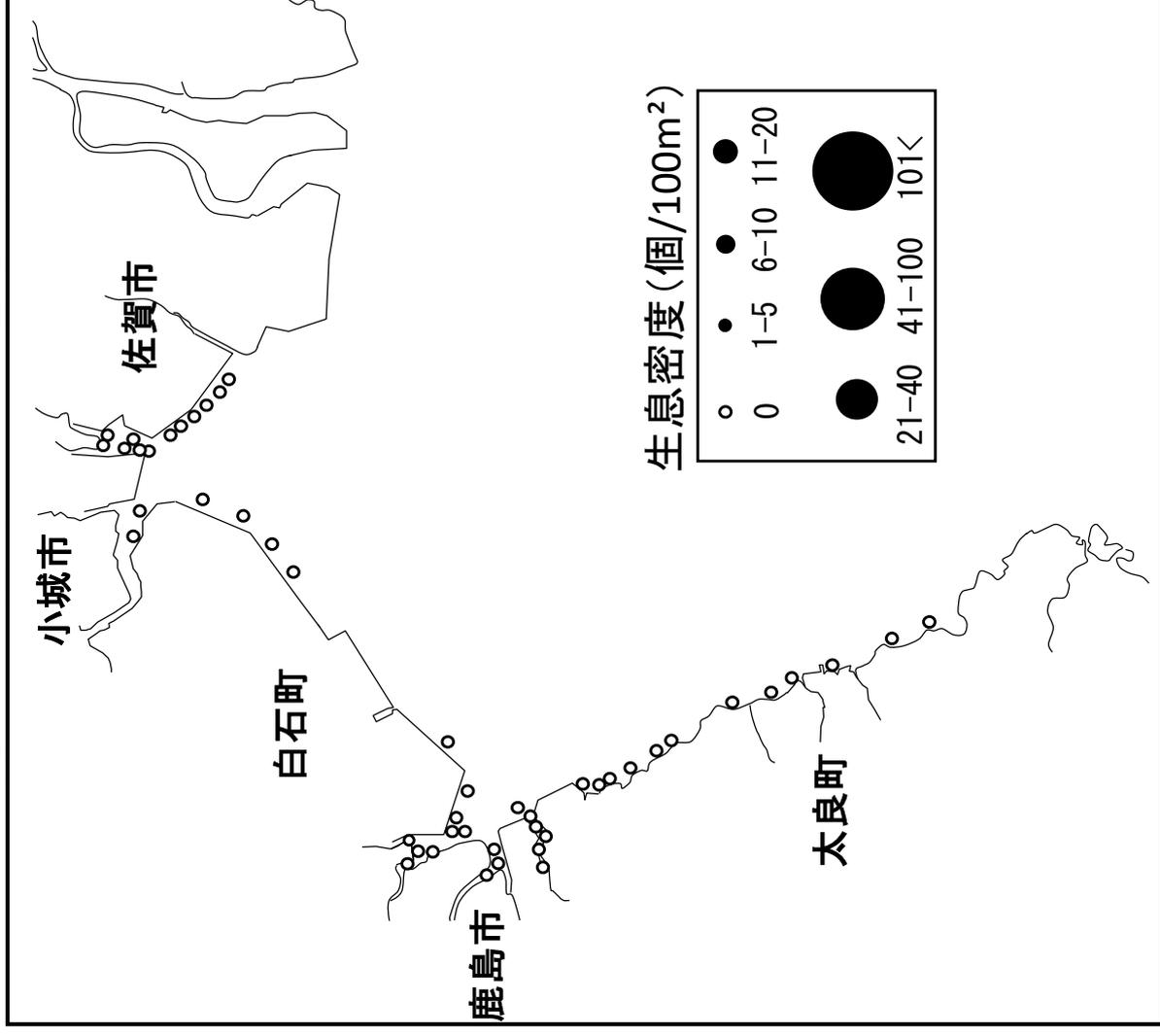
時期：9～10月

方法：約100m 踏査し採取

## ○調査結果

- ・ 全地点で生息を確認できず
- ・ 稚貝・成貝ともに発見できず

## 調査地点及び生息状況



佐有漁協指第71号  
令和7年5月14日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保敏

### アゲマキの採捕禁止について（要望）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、県におけるアゲマキ復活に向けた取組が続けられております。

このため、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの間、委員会指示にてアゲマキの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きアゲマキの採捕を禁止し、アゲマキ資源を保護し資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、アゲマキ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 操業禁止期間 令和7年6月1日から令和8年5月31日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区
3. 採捕禁止対象 全てのアゲマキ

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和7年5月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。

# 【結果】R7年春季\_ウミタケ生息状況

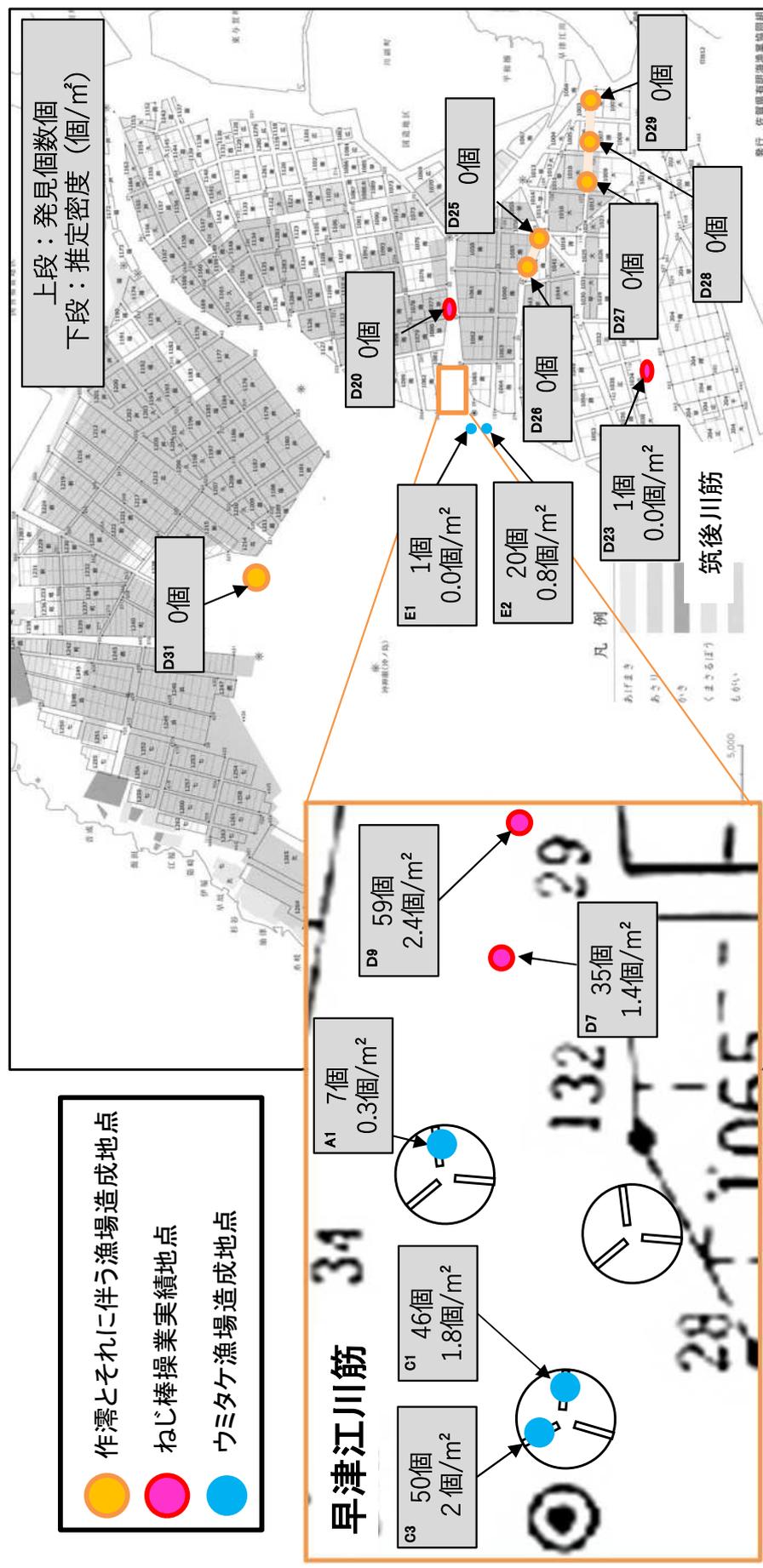
令和7年5月19日  
有明水産振興センター

日時: 令和7年4月8、11日

方法: 5分間潜水(探索範囲は概ね1分で5㎡で推定)での発見個数を計測

結果: ・生息は、15地点中8地点で確認し、特に早津江川筋の漁場造成地で最も多く確認された(最大密度は推定2.4個/㎡)。

・発見個体はいずれも新子が多く、殻長20~70mmと推測される。



佐有漁協指第70号  
令和7年5月14日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保敏

### ウミタケ採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有明海特有資源であるウミタケについては、昨年一定量の資源の発生が見られたことから、承認漁業として操業日数、隻数等を制限しながら操業が行われたところですが、本年の資源量調査において、少ない資源量で推移している中、昨年度との比較で当歳貝が微増との結果となっております。

このような中、徒手採捕が可能な場所にもウミタケの生息の可能性があることから、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きウミタケの採捕を禁止し、ウミタケ資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、ウミタケ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 採捕禁止期間 令和7年6月1日から令和8年5月31日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区全域
3. 採捕禁止対象 全てのウミタケ

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和7年5月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 66 号の適用除外申請書

令和 7 年 5 月 9 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 鹿島市大字納富分 2  
氏名 鹿島市長 松尾 勝

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、今回の申請をもって新しい委員会指示についても承認いただきますようお願いいたします。

記

1 目的

鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業の一環として底生生物調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 66 号

3 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 所有者氏名

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

有明海に生息する底生生物，若干量

5 適用除外の期間 承認日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 採捕の区域 有明海肥前鹿島干潟（ラムサール条約登録水域）内の 3 点（図参照）

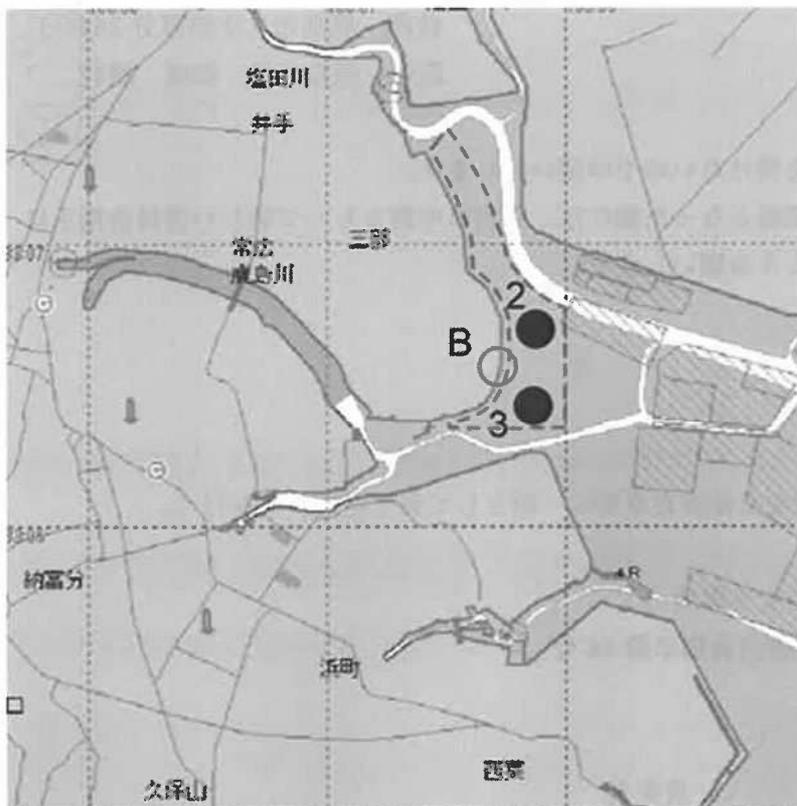
7 使用漁具及び漁法 グラブ採泥器による底生生物の採取（写真参照）

春夏秋冬の 4 回実施

8 採捕に従事する者の住所及び氏名



○採捕箇所



○クラブ採泥器 (写真)



令和 7年 4月 30日

鹿島市長  
松尾 勝利 殿

佐賀県有明海漁業

代表理事組合長 西久保

## 同 意 書

謹啓 貴台益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

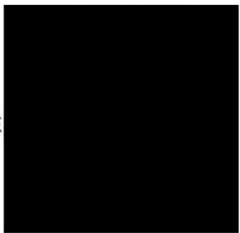
さて、同意願いされました鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業につきましては、下記により同意いたします。

1. 調査名：令和7年度 鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業
2. 実施者：
3. 期間：令和7年5月～令和8年3月31日（春夏秋冬に各1回ずつ実施）
4. 場所：有明海肥前鹿島干潟（ラムサール条約登録水域）内の3測点
5. 内容：水質・底質観測，マクロベントスの採取
6. 採捕しようとする水産動植物：  
有明海に生息する海生動物，若干量（ゴカイ類，ヨコエビ類，小型の二枚貝類・巻貝等）

水産第 627 号  
令和 7 年 5 月 15 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥



令和 7 年度機船船びき網（あみ 1 そう船びき網）漁業の許可方針（案）  
について（諮問）

令和 7 年度における標記漁業の許可にあたり、別添のとおり許可方針を定める  
ことについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、同条第 5 項及び第 15 条第  
2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐賀県知事 山口祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 幸

あみ1 そう船びき網漁業許可について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、7月上旬には水温が上昇し、「あみ」が発生・浮遊し始めるため、最盛期である7月に毎年許可を受けております。

本許可における認可件数は、令和3年度に30隻から10隻に減船しているところですが、資源量が増加傾向ということから、現在、上限10隻の許可申請実績となっております。

つきましては、今年度も許可をして頂きたいと要望致します。又、新規許可申請に対応すべく、現行の上限10隻を20隻に改定していただきたく、併せて要望致します。

尚、操業にあたっては、他の漁業とトラブルの発生がないよう漁業秩序を守るとともに、違反操業がないよう許可制限または条件を遵守いたしますので、何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

## 令和7年度機船船びき網（あみ1そう船びき網）漁業許可方針（案）

### 第1 制限措置

- 1 漁業種類  
あみ1そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数  
20隻
- 3 船舶の総トン数  
1. 5トン未満
- 4 推進機関の馬力数  
制限なし
- 5 操業区域  
佐賀県有明海
- 6 漁業時期  
7月15日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
  - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
  - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
  - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
  - (4) 適切な資源管理を実践できる者
  - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
  - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

### 第2 許可の有効期間

令和7年7月15日から令和7年11月30日まで

### 第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年5月23日から令和7年6月23日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、20件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和7年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が20件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除

く。

- 4 合計数が20件に到達した日以降から令和7年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

#### 第4 許可の基準

- 1 令和7年5月23日から令和7年6月23日における受付数が20件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 令和6年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
  - (2) 令和6年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
  - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
  - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
  - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和7年6月24日以降における合計数が20件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
  - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
  - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
  - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

#### 第5 条件

- 1 次に掲げる海域以外で操業してはならない。
- (1) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
    - ア 国営有明干拓福富工区南東端
    - イ 住之江港導灯後灯
    - ウ 312号鋼管
    - エ 329号鋼管

オ 332号鋼管

カ 358号鋼管

キ 360号鋼管

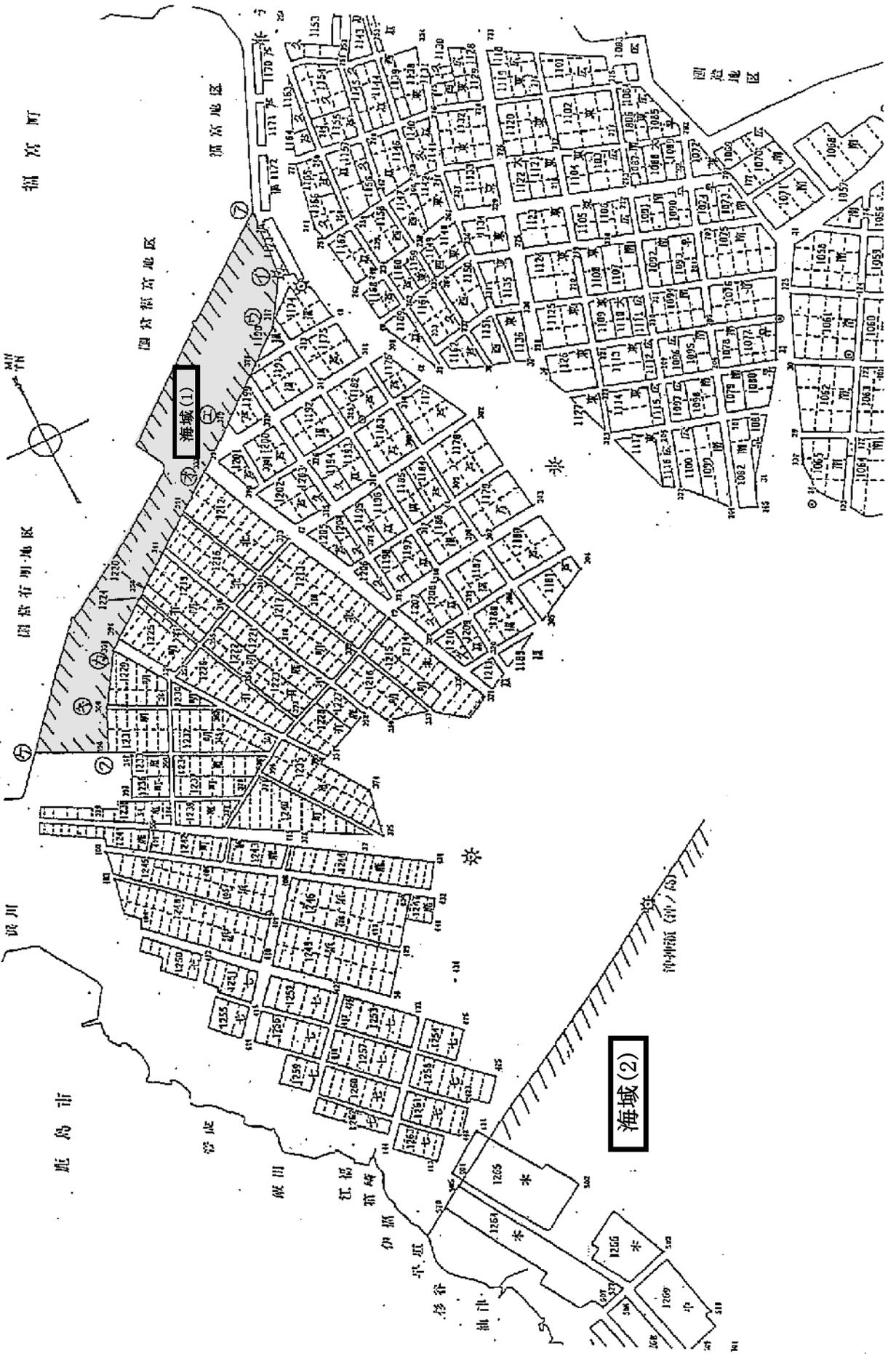
ク 396号鋼管

ケ 365号鋼管及び396号鋼管を結んだ線の延長線と国営有明干拓地区有明工区堤防との交点

(2) 520号鋼管、505号鋼管及び沖神瀬灯標を結んだ線の延長線以南の佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

- 2 上記1(2)の海域については、第1種区画漁業権（のり養殖業）及び第3種区画漁業権（あげまき養殖業）漁場内で操業してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

# あみIそう船びき網漁業操業区域



## 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員に関する参考資料

### 1. 委員の選任

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程第14条第4、5項の規定により、九州西部会の委員として**松浦海区から1名**を選出することとなっている。

### 2. 委員構成

部会	構成海区	委員数
関係海区互選委員		
部会	日本海北	19名
	日本海西	6名
	九州西	6名
農林水産大臣選任委員		7名
計		10名
計		29名

## 日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程

### (所掌事務)

第1条 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 2 委員会は、日本海・九州西海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

### (事務局の所在地)

第2条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

### (委員会)

第3条 委員会は、委員29人をもって組織する。

- 2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

### (会長及びその職務)

第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第111条第3項第3号の委員の中からこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨

- 六 報告書
- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(部会)

第14条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、日本海北部会、日本海西部会及び九州西部会を置く。

- 2 日本海北部会は、北海道から富山県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 3 日本海西部会は、石川県から島根県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 4 九州西部会は、山口県から鹿児島県及び沖縄県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 5 部会の委員は、委員会の委員の内、次に掲げる者をもって組織する。
  - 一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員
  - 二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員
  - 三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員
- 6 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
- 7 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 8 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。
- 9 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

(専門部会の設置)

第15条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。

の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。

- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。
- 4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

- 2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

- 2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第11条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数

5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第16条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。

2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年10月15日より適用する。

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年5月21日より適用する。